

資料編

1 環境に関する統計データ

大 気

■ 一般環境大気測定局（印西高花測定局）

項 目	単位	H18	H19	H20	H21	H22	環境基準
二酸化窒素 【日平均値の年間 98% 値】	ppm	0.033	0.035	0.029	0.031	0.028	0.060 以下 (環境基準) 0.040 以下 (千葉県環境目標)
二酸化硫黄 【日平均値の2%除外値】	ppm	0.006	0.007	0.005	0.005	0.007	0.040 以下
浮遊粒子状物質 【日平均値の2%除外値】	mg/m ³	0.066	0.073	0.062	0.053	0.060	0.100 以下
光化学オキシダント(光化学スモッグ) 【昼間の1時間値が 0.06ppm 以上の日数】	日	60	71	65	52	85	0.06ppm 以下
光化学オキシダント (光化学スモッグ)緊急時発令回数	回	4	3	0	2	4	備考参照

備考) 光化学オキシダント(光化学スモッグ)緊急時発令

注意報: 0.12ppm 以上、警報: 0.24ppm 以上、重大緊急報: 0.40ppm 以上

資料: 千葉県「平成 22 年度大気環境常時測定結果」

水 質

■ 河川（手賀沼水系）

河川名 (地点名)	分析項目	単位	H18	H19	H20	H21	H22	環境基準
亀成川 (亀成橋) 【B 類型】	水素イオン濃度	—	7.7	7.7	7.6	7.5	7.6	6.5~8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.5	1.3	1.3	1.7	1.8	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	9.8	8.6	11	9.5	8.8	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	10	10	6	10	11	25 以下
	全窒素	mg/L	3.3	2.2	2.6	2.6	2.67	—
	全りん	mg/L	0.092	0.11	0.091	0.098	0.078	—
弁天川 (中央公民館前)	水素イオン濃度	—	8.7	8.5	8.7	8.7	8.2	6.5~8.5*
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	3.9	4.3	4.4	3.8	4.5	3 以下*
	溶存酸素量(DO)	mg/L	12	8.7	11	10	10.6	5 以上*
	浮遊物質(SS)	mg/L	22	35	25	33	32	25 以下*
	全窒素	mg/L	2.9	2.1	2.0	1.8	2.15	—
	全りん	mg/L	0.17	0.18	0.17	0.19	0.182	—
浦部川 (松山橋)	水素イオン濃度	—	7.8	7.9	7.7	8.0	7.8	6.5~8.5*
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.0	2.5	1.9	1.9	1.8	3 以下*
	溶存酸素量(DO)	mg/L	10	9.3	11	12	10.2	5 以上*
	浮遊物質(SS)	mg/L	22	35	11	16	23	25 以下*
	全窒素	mg/L	4.7	3.7	4.3	4.8	4.43	—
	全りん	mg/L	0.14	0.14	0.11	0.10	0.129	—

備考) 弁天川、浦部川は類型指定がされていないため、参考値として B 類型の基準と比較した。

資料: 環境保全課

■ 河川（印旛沼水系）

河川名 (地点名)	分析項目	単位	H18	H19	H20	H21	H22	環境基準
神崎川 (大正橋) 【A 類型】	水素イオン濃度	－	7.5	7.7	7.5	7.6	7.5	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.6	1.2	1.7	0.9	1.1	2 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	8.8	8.4	8.5	9.4	9.1	7.5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	11	15	21	24	18	25 以下
	全窒素	mg/L	1.9	1.6	2.0	1.8	1.84	－
	全りん	mg/L	0.096	0.11	0.11	0.094	0.078	－
師戸川 (草 深) 【B 類型】	水素イオン濃度	－	6.9	7.0	6.8	6.9	7.0	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.5	1.6	2.7	2.2	3.0	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	6.5	5.7	4.5	6.1	4.9	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	13	7	15	14	14	25 以下
	全窒素	mg/L	2.1	1.8	2.8	2.5	2.63	－
	全りん	mg/L	0.13	0.095	0.19	0.16	0.163	－
戸神川 (武西橋)	水素イオン濃度	－	8.0	8.0	7.7	8.1	7.9	6.5～8.5*
	生物化学的酸素要求量(BOD)	m/L	2.0	2.0	2.3	2.1	2.1	2 以下*
	溶存酸素量(DO)	m/L	9.1	9.3	9.0	10	10.3	7.5 以上*
	浮遊物質(SS)	m/L	13	14	20	13	16	25 以下*
	全窒素	m/L	2.9	1.7	2.1	2.3	2.79	－
	全りん	m/L	0.083	0.11	0.089	0.11	0.108	－
将監川 (平岡 213-19 付近)	水素イオン濃度	－	7.8	7.8	7.7	8.0	7.8	6.5～8.5*
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	7.0	4.3	7.8	7.8	4.9	3 以下*
	溶存酸素量(DO)	mg/L	12	11	9.6	11	11.3	5 以上*
	浮遊物質(SS)	mg/L	14	11	14	15	13	25 以下*
	全窒素	mg/L	1.2	1.2	1.5	0.98	1.16	－
	全りん	mg/L	0.16	0.10	0.12	0.13	0.104	－

備考) 戸神川、将監川は類型指定がされていないため、参考値として A 類型の基準と比較した。

資料: 環境保全課

■ 湖沼

単位:mg/L

湖沼名	分析項目	H18	H19	H20	H21	H22	環境基準
印旛沼 (上水道取水口下)	化学的酸素要求量(COD) 【年間 75%値】	10	12	9.6	9.8	8.9	3 以下
	全窒素 【年平均值】	3.0	2.4	2.6	2.7	2.9	0.4 以下
	全りん 【年平均值】	0.12	0.14	0.11	0.11	0.14	0.03 以下
手賀沼 (手賀沼中央)	化学的酸素要求量(COD) 【年間 75%値】	9.6	9.7	9.1	10	8.9	5 以下
	全窒素 【年平均值】	2.9	2.5	2.6	2.4	2.5	1 以下
	全りん 【年平均值】	0.15	0.16	0.15	0.14	0.16	0.1 以下

資料:千葉県「平成 22 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」

地下水汚染

■ 民家井戸

地 区	基準超過井戸数					汚染確認 年度
	汚染確認当初	H19	H20	H21	H22	
浦部地区	3	0	0	0	0	H5
小林地区	1	0	0	0	0	H9

資料:環境保全課

■ 浦部地区地下水汚染浄化対策経年変化

単位:mg/L

浄化対策 用井戸	項 目	H18	H19	H20	H21	H22	環境基準
No.4-3 浄化開始 H13 年 6 月	テトラクロロエチレン	0.0150	0.0180	0.0097	0.01	0.010	0.01 以下
	トリクロロエチレン	0.004	0.007	0.005	0.004	0.004	0.03 以下
	シス 1,2 ジクロロエチレン	0.077	0.054	0.024	0.035	0.04	0.04 以下
No.1-3 浄化開始 H16 年 6 月	テトラクロロエチレン	0.0034	0.0020	0.0005	0.0056	0.0026	0.01 以下
	トリクロロエチレン	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.03 以下
	シス 1,2 ジクロロエチレン	0.160	0.120	0.025	0.015	0.20	0.04 以下
No.2-3 浄化開始 H16 年 6 月	テトラクロロエチレン	0.0060	0.0058	0.0082	0.0069	0.0066	0.01 以下
	トリクロロエチレン	0.002 未満	0.002	0.002	0.002 未満	0.002 未満	0.03 以下
	シス 1,2 ジクロロエチレン	0.072	0.048	0.052	0.042	0.036	0.04 以下
No.2-4 浄化開始 H16 年 6 月	テトラクロロエチレン	0.0083	0.0081	0.0081	0.0065	0.0051	0.01 以下
	トリクロロエチレン	0.004	0.006	0.006	0.004	0.003	0.03 以下
	シス 1,2 ジクロロエチレン	0.024	0.020	0.016	0.009	0.009	0.04 以下

備考) 公定分析結果を記載

資料:環境保全課

地盤沈下

単位: mm/年

標石 番号	所 在	変動量				
		H18	H19	H20	H21	H22
10878	大森 3968-1	+4.1	+8.5	-8.0	+2.6	-2.9
10879	大森 3178 (道路脇)	+3.8	+9.9	-7.1	+2.0	-2.7
10880	浦部 374-1 (駐在所)	+3.9	+9.0	-6.6	+2.5	-3.2
2985	木下 1483 (道路脇)	+3.0	+7.9	-6.8	+1.8	-3.1
2986	平岡 218 (重量検問所)	-0.5	+9.5	-7.0	+1.1	-2.4
2987	小林 68 (小林工業前)	+1.2	+8.5	-5.5	-0.3	-2.1
IM-2	瀬戸 1844-2 (老人ホーム)	+5.4	+7.4	-2.8	-5.2	-1.2
IM-3	瀬戸 554-1 (印旛村保健センター)	+0.1	+7.3	-3.7	-6.9	-0.5
IM-4	松虫 516 (めぐみ幼稚園)	-1.1	+8.9	-5.1	-6.3	-1.0
IZ-1	大森 2364-2 (印西市役所)	+2.6	+7.2	-	-8.5*	-2.2
IZ-2	大森 425 (古新田青年館)	+4.1	+7.0	-	-9.2*	-1.2
IZ-3	大森7 (習志野カントリー)	+3.0	+8.8	-	-8.0*	-2.4
IZ-4	船尾1449 (船穂中学校)	+2.6	+8.0	-	-8.3*	-0.6
IZ-5	船尾 1292 (船穂小学校)	+3.4	+7.3	-	-9.1*	+0.2
IZ-10	武西 148-1 (安養寺隣火の見下)	+1.1	+6.8	-	-7.3*	+0.3
Mo-1	中田切 1745 (給食センター)	-0.9	+10.7	-5.8	-1.9	-1.6
Mo-2	笠神 781 (消防小屋)	+0.6	+10.3	-5.7	-2.0	-0.2
Mo-3	中根 855-2 (本埜公民館)	-2.1	+10.9	-7.1	-4.4	-1.2
Mo-4	安食ト杭 196-1 (安食ト杭青年館)	-1.4	+10.4	-8.4	+0.4	-2.7

備考 1) 変動量の値は前年値からの変動量を記載

資料: 千葉県「水準測量成果表」

備考 2) IZ-1～10 は H20 年が欠測のため、H19 年から H21 年の変動量を記載

騒音・振動

■ 道路交通騒音

単位: dB

測定年度	地 点 名	騒音レベル		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間
H18	市川印西線 浦部 588-3 付近 【地域指定なし】	73	70	70*	65*
H19	国道 464 号 原山二丁目地内 【A 地域】	74	71	70*	65*
H20	千葉竜ヶ崎線 高花一丁目地内 【A 地域】	69	66	70*	65*
H21	市道 00-005 号 小林浅間三丁目地内 【B・C 地域】	70	63	65	60
H22	千葉竜ヶ崎線 木下 1401-45 付近 【B 地域】	73	73	65	60

備考) 平成 18～20 年度は、測定地点が県道及び国道のため、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準と比較した。

幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準は、高速自動車国道、一般国道、県道及び市道(市道に当たっては4車線以上の区間に限る。)に適用する。

資料: 環境保全課

■ 道路交通振動

単位: dB

測定年度	地 点 名	振動レベル		要請限度	
		昼間	夜間	昼間	夜間
H18	市川印西線 浦部 588-3 付近) 【区域指定なし】	54	46	65*	60*
H19	国道 464 号 原山二丁目地内 【第 1 種区域】	50	46	65	60
H20	千葉竜ヶ崎線 高花一丁目地内 【第 1 種区域】	45	39	65	60
H21	市道 00-005 号 小林浅間三丁目地内【第 2 種区域】	34	27	70	65
H22	千葉竜ヶ崎線 木下 1401-45 付近 【第 1 種区域】	53	45	65	60

備考) 平成 18 年度市川印西線は、区域指定がないため、第 1 種区域の要請限度と比較した。

資料: 環境保全課

ダイオキシン類

■ 大気

単位: pg-TEQ/m³

地点名	毒性当量 年平均値					環境基準
	H18	H19	H20	H21	H22	
印西市役所屋上	0.025	0.058	0.054	0.046	0.027	0.60 以下
印西高花測定局	0.079	0.044	0.056	0.051	0.036	

資料: 環境保全課

■ 地下水

単位: pg-TEQ/L

測定年度	地点名	毒性当量	環境基準
H18	印西中学校	0.18	1 以下
H19	木下小学校	0.069	
H20	東京電機大学	0.21	
H21	小林新田青年館	0.016	
H22	印西市大森	0.046	

資料: 千葉県 ダイオキシン類に係る常時監視結果

■ 土壌

単位: pg-TEQ/g

測定年度	地点名	毒性当量	環境基準
H18	小林北小学校	0.0023	1,000 以下
H19	木下小学校	0.0025	
H20	印西地区環境整備事業組合	6.6	
H21	牧の原公園	0.47	
H22	平賀地区構造改善センター	0.91	

資料: 千葉県 ダイオキシン類に係る常時監視結果

■ クリーンセンターの排気口

単位: ng-TEQ/m³N

地点名	毒性当量					排出基準
	H18 平均値	H19 平均値	H20 平均値	H21 平均値	H22 平均値	
印西クリーンセンター1号炉	0.0094	0.056	0.063	0.14	0.17	1以下*
〃 2号炉	0.050	0.069	0.064	0.029	0.057	
〃 3号炉	0.018	0.021	0.0039	0.027	0.044	

備考) なお、3号炉については「印西クリーンセンターの操業と公害防止に関する協定書」により、排出ガスの基準が0.5ng-TEQ/N m³と定められている。
資料: 印西地区環境整備事業組合

■ 苦情受付件数

単位: 件

	典型7公害							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
H18	42	4	0	5	0	0	4	2	57
H19	17	3	1	6	1	0	9	6	43
H20	12	1	0	4	2	0	6	2	27
H21	9	2	0	5	1	0	6	2	25
H22	22	0	0	8	1	0	5	0	36

資料: 環境保全課

■ 廃棄物

	単位	H18	H19	H20	H21	H22	印西市ごみ減量化計画目標値
一人1日当たりのごみの排出量	g	1,018	1,001	952	870	809	866
市資源化率	%	19	18	18	18	17	21
総資源化率	%	25	25	24	24	23	28

資料: クリーン推進課

■ ごみ処理の状況

			単位	H18	H19	H20	H21	H22
平均人口			人	61,799	61,981	63,891	65,896	90,529
排出量	一般家庭	可 燃	t	11,455	11,134	11,341	11,648	15,428
		不 燃	t	392	376	367	383	753
		粗 大	t	851	800	801	897	1,123
		資 源	t	4,274	4,106	3,907	3,720	4,425
		計	t	16,972	16,416	16,416	16,648	21,729
	事業系ごみ		t	5,983	6,229	5,787	4,270	5,009
	合 計		t	22,955	22,645	22,203	20,918	26,738
一人 1 日当たりの排出量			g	1,018	1,001	952	870	809

資料: クリーン推進課

し尿処理の状況

項目 \ 年度	単位	H18	H19	H20	H21	H22
生し尿	kL	714.18	718.91	697.75	684.19	1,456.78
浄化槽汚泥	kL	2,594.73	2,666.48	2,668.01	2,889.19	5,560.80
総収集量	kL	3,308.91	3,385.39	3,365.76	3,573.38	7,017.58
非水洗化世帯数	世帯	3,318	3,193	3,256	3,198	6,172
非水洗化人口	人	9,998	9,600	9,577	9,246	18,147

資料: クリーン推進課

不法投棄の発生件数

単位: 件

廃棄物の種類	不法投棄の発生件数				
	H18	H19	H20	H21	H22
家具	0	2	4	7	16
家電製品	12	1	13	12	42
引越ごみ	5	2	2	3	13
建設廃材	0	0	2	4	11
家屋廃材	2	2	0	0	10
家庭ごみ	11	5	11	15	85
自動車	3	1	0	0	1
自動車部品	0	0	1	1	4
タイヤ	0	1	4	1	11
残土	0	3	0	0	2
ガラ類	2	3	3	2	5
タタミ	0	0	1	0	3
草木類	2	0	1	0	6
塗料缶類	0	0	0	1	7
廃プラ類	1	0	1	0	0
その他	8	2	5	8	12
合計	46	21	48	54	228

資料: クリーン推進課

町営塵芥焼却場跡地の環境調査 調査結果

■ 臭気及び湧出ガス

項目	地 点 名	単位	H19				基準		
			No.3	No.6	No.8	No.9	臭気指数 ^{*1}	特定悪臭物質規制基準 ^{*2}	安衛法管理濃度 ^{*3}
臭気	臭気指数	－	14 ^{*10}	16 ^{*10}	14 ^{*10}	12	14～20 (10～21)	－	－
	臭気濃度	－	23	41	23	17	－	－	－
湧出ガス	硫化水素	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	－	0.02～0.2	10 以下
	アンモニア	ppm	<1	<1	<1	<1	－	1～5	－
	メタン (可燃性ガス)	% ^{*11}	<0.05	0.15	1.5	<0.05	－	－	－
		%LEL ^{*12}	<1	3	30	<1	－	－	－

調査地点No.は、観測井No.と同地点。

備考（*1）「悪臭防止法の一部を改正する法律の施行について（平成7年9月 環大企第 286 号）」別表2に示されている廃棄物最終処分場の臭気強度 2.5～3.5 に対応する臭気指数の範囲。カッコ内の数値は、おおむね全ての業種を網羅した場合の臭気強度 2.5～3.5 に対応する臭気指数の範囲であり、「悪臭防止法施行規則（昭和 47 年5月 総理府令第 39 号）」に定める敷地境界線における臭気指数に係る規制基準の範囲である。

（*2）「悪臭防止法施行規則（昭和 47 年5月 総理府令第 39 号）」に示されている敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規則基準の範囲。

（*3）「労働安全衛生法（昭和 47 年6月 法律第 57 号）」に基づく「作業環境評価基準（昭和 63 年 労働省告示第 79 号）」に示されている管理濃度。

（*4）「許容濃度等の勧告（1997）（日本産業衛生学会）」産業医学、39、第4、129（1997）
労働者が1日8時間、週間 40 時間程度、肉体的に厳しくない労働強度で有害物質に暴露される場合に、当該有害物質の平均暴露濃度がこの数値以下であれば、ほとんど全ての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度である。
*ただし、勧告は毎年更新される。

（*5）アメリカ産業衛生専門家会議（ACGIH）の勧告する時間荷重平均濃度（TLV－TWA）
1日8時間、1週 40 時間の時間荷重平均濃度。この濃度ではほとんど全ての労働者は毎日繰り返し暴露しても健康に悪影響を受けない。

（*6）アメリカ産業衛生専門家会議（ACGIH）の勧告する短時間暴露限度（TLV－STEL）
連続した暴露が1回 15 分以内、1日4回を超えないこと、また暴露の間隔は 60 分以上である場合で被害を被らない濃度。この濃度はどの 15 分間の時にも超えてはならない。

（*7）「労働安全衛生規則（昭和 47 年9月 労働省令第 32 号）」に示されている“地下作業場等の可燃性ガス濃度”及び“坑内の炭酸ガス濃度”

（*8）「酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年9月 労働省令第 42 号）」に示されている“換気を必要とする濃度”

（*9）爆発限界：可燃気体と空気の混合気体が爆発する低極限と高極限の範囲。

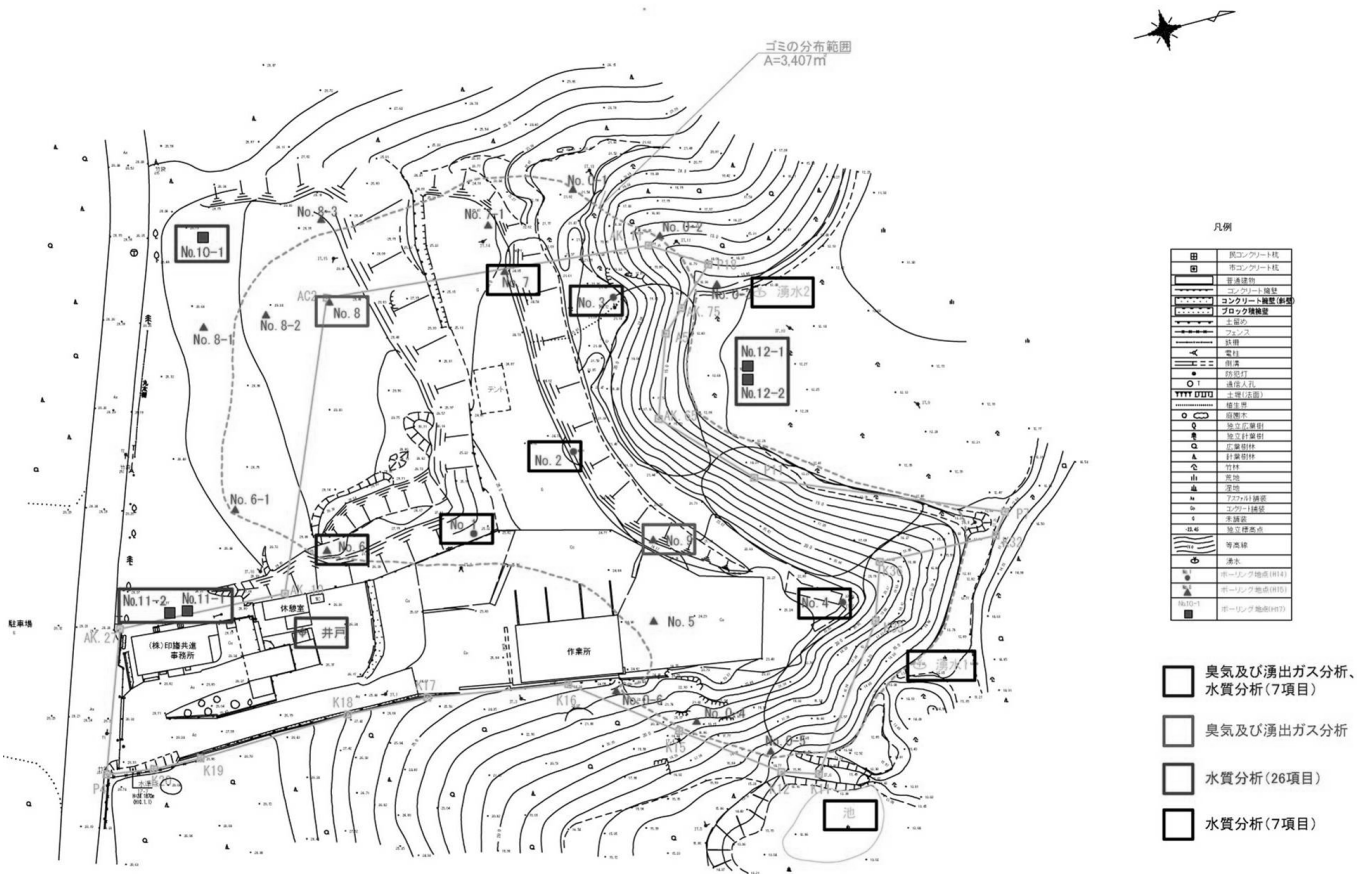
（*10）基準を超過した項目（14 以上～20 未満）

（*11）爆発下限界濃度

（*12）メタン（可燃性ガス）の値（%）は、携帯式ガス検知器での爆発下限界濃度の測定値（%LEL）から換算した。

基準						定量 下限値	分析の方法
日本産業 衛生学会 許容濃度*4	ACGIH TLV- TWA*5	ACGIH TLV- STEL*6	安衛則*7	酸欠則*8	爆発限界*9		
-	-	-	-	-	-	10	環告第 63 号(平成7年) 三点比較式臭袋法
-	-	-	-	-	-	10	環告第 63 号(平成7年) 三点比較式臭袋法
10 以下	10 以下	15 以下	-	10 以下	4.0～46.0%	0.1	携帯式ガス検知器
25 以下	25 以下	35 以下	-	-	16.0～25.0%	1	検知管法
-	-	-	1.5 以下	-	5～15	-	-
-	-	-	30 以下	-	100～300	1	携帯式ガス検知器

資料:平成 22 年度 竹袋焼却場跡地環境調査業務委託 報告書



町営塵芥焼却場跡地の環境調査における調査地点位置図

■ 水質

●観測井 No.1～No.9

計量の対象	地点名	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5
	調査実施日	H22.8.30				
カドミウム		-	-	-	-	観測井に浸出水が貯留していなかったため、採水不可の状況であった
全シアン		-	-	-	-	
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
六価クロム		-	-	-	-	
砒素		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
総水銀		-	-	-	-	
アルキル水銀		-	-	-	-	
PCB		-	-	-	-	
ジクロロメタン		-	-	-	-	
四塩化炭素		-	-	-	-	
1,2-ジクロロエタン		-	-	-	-	
1,1-ジクロロエチレン		-	-	-	-	
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
1,1,1-トリクロロエタン		-	-	-	-	
1,1,2-トリクロロエタン		-	-	-	-	
トリクロロエチレン		-	-	-	-	
テトラクロロエチレン		-	-	-	-	
1,3-ジクロロプロペン		-	-	-	-	
チウラム		-	-	-	-	
シマジン		-	-	-	-	
チオベンカルブ		-	-	-	-	
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
セレン		-	-	-	-	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		<0.1	0.5	0.3	<0.1	
ふっ素		0.07	<0.05	<0.05	0.08	
ほう素		0.4	0.2	0.9	0.3	

備考) 基準は、平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号「地下水の水質汚濁に係る環境基準」(平成 21 年 11 月 30 日環境省告示第 79 号改正)

調査地点位置図は資料編 P.9 参照

: 基準を超過した項目

単位:mg/L

No.6	No.7	No.8	No.9	基準	定量下限値
H22.8.30					
-	-	観測井に浸出水が貯留していなかったため、採水不可の状況であった	観測井に浸出水が貯留していなかったため、採水不可の状況であった	0.01 以下	0.001
-	-			検出されないこと	0.05
<0.005	<0.005			0.01 以下	0.005
-	-			0.05 以下	0.01
0.002	0.001			0.01 以下	0.001
-	-			0.0005 以下	0.0005
-	-			検出されないこと	0.0005
-	-			検出されないこと	0.0005
-	-			0.02 以下	0.002
-	-			0.002 以下	0.0002
-	-			0.004 以下	0.0004
-	-			0.1 以下	0.002
<0.004	<0.004			0.04 以下	0.004
-	-			1 以下	0.1
-	-			0.006 以下	0.0006
-	-			0.03 以下	0.003
-	-			0.01 以下	0.001
-	-			0.002 以下	0.0002
-	-			0.006 以下	0.0006
-	-			0.003 以下	0.0003
-	-			0.02 以下	0.002
<0.001	<0.001			0.01 以下	0.001
-	-			0.01 以下	0.001
<0.1	0.1			10 以下	0.1
0.27	0.18			0.8 以下	0.05
0.4	1.7			1 以下	0.1

資料:平成 22 年度 竹袋焼却場跡地環境調査業務委託 報告書

■ 水質

●観測井 No.10-1～No.12-2

計量の対象	地点名	No.10-1		No.11-1		No.11-2
	調査実施日	H22.8.30	H22.12.9	H22.8.30	H22.12.9	H22.8.30
カドミウム		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素		0.001	0.001	0.003	0.003	<0.001
総水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
テトラクロロエチレン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0.2	<0.1	0.1	0.1	0.4
ふっ素		<0.05	0.08	<0.05	0.10	<0.05
ほう素		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

備考) 基準は、平成9年3月13日環境庁告示第10号「地下水の水質汚濁に係る環境基準」(平成21年11月30日環境省告示第79号改正)

調査地点位置図は資料編 P.9参照

単位:mg/L

No.11-2	No.12-1		No.12-2		基準	定量下限値
H22.12.9	H22.8.30	H22.12.9	H22.8.30	H22.12.9		
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	検出されないこと	0.05
<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下	0.005
<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下	0.01
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	0.0005
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	0.0005
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	0.0005
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.002
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	0.0002
<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下	0.0004
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下	0.002
<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	0.004
<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.1
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	0.0006
<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	0.003
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	0.0002
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	0.0006
<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下	0.0003
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.002
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
0.4	<0.1	<0.1	0.3	1.6	10 以下	0.1
0.14	<0.05	0.22	0.07	0.22	0.8 以下	0.05
<0.1	0.3	0.3	0.6	0.5	1 以下	0.1

資料:平成 22 年度 竹袋焼却場跡地環境調査業務委託 報告書

■ 水質

●湧水 No.1～井戸

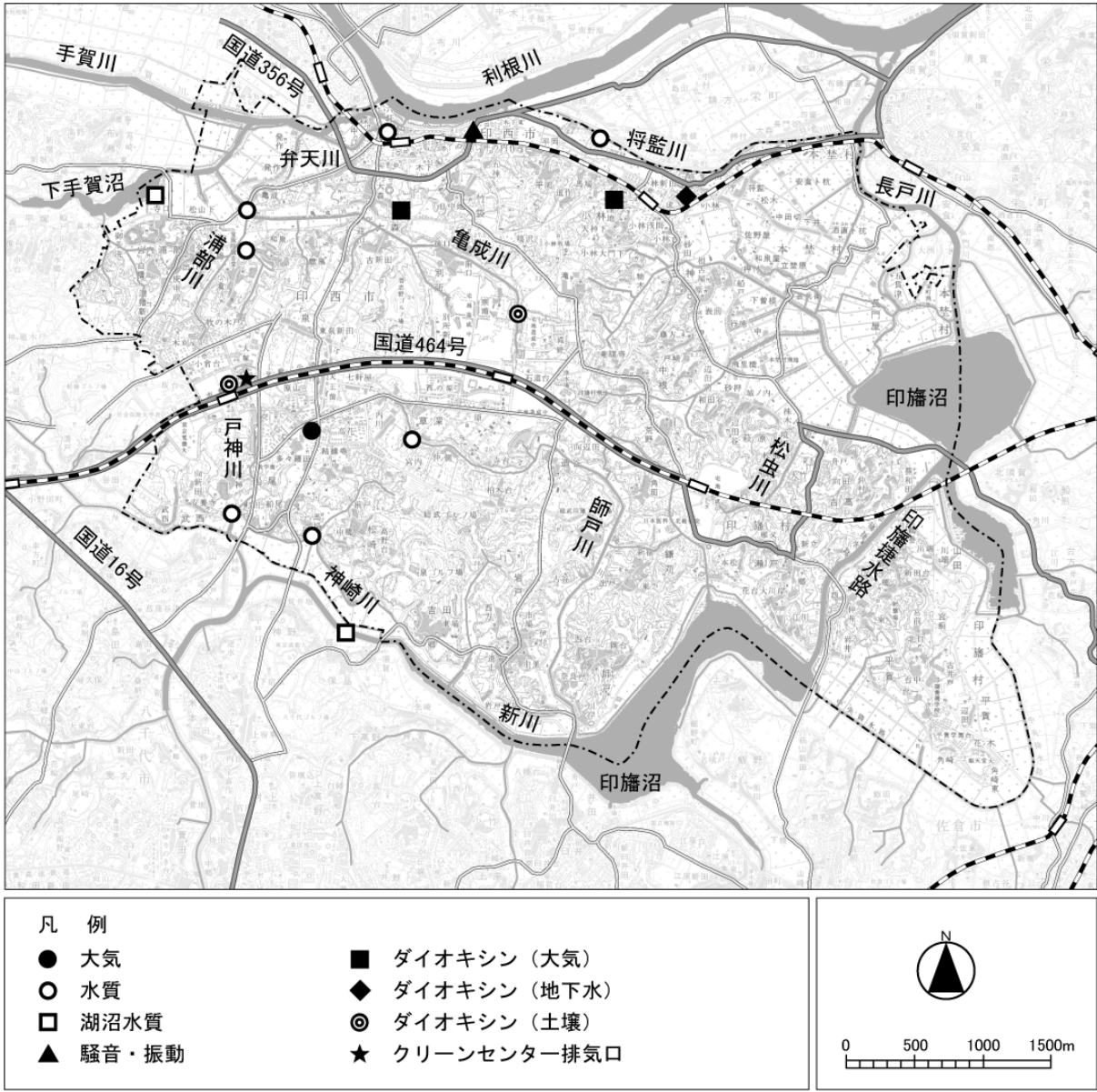
単位:mg/L

計量の対象	地点名	湧水No.1	湧水No.2	池	基準	定量下限値
	調査実施日	H22.8.30				
カドミウム		－	－	－	0.01 以下	0.001
全シアン		－	－	－	検出されないこと	0.05
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下	0.005
六価クロム		－	－	－	0.05 以下	0.01
砒素		<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
総水銀		－	－	－	0.0005 以下	0.0005
アルキル水銀		－	－	－	検出されないこと	0.0005
PCB		－	－	－	検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン		－	－	－	0.02 以下	0.002
四塩化炭素		－	－	－	0.002 以下	0.0002
1,2-ジクロロエタン		－	－	－	0.004 以下	0.0004
1,1-ジクロロエチレン		－	－	－	0.1 以下	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	0.004
1,1,1-トリクロロエタン		－	－	－	1 以下	0.1
1,1,2-トリクロロエタン		－	－	－	0.006 以下	0.0006
トリクロロエチレン		－	－	－	0.03 以下	0.003
テトラクロロエチレン		－	－	－	0.01 以下	0.001
1,3-ジクロロプロペン		－	－	－	0.002 以下	0.0002
チウラム		－	－	－	0.006 以下	0.0006
シマジン		－	－	－	0.003 以下	0.0003
チオベンカルブ		－	－	－	0.02 以下	0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
セレン		－	－	－	0.01 以下	0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		2.3	1.0	3.1	10 以下	0.1
ふっ素		<0.05	<0.05	<0.05	0.8 以下	0.05
ほう素		<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.1

備考) 基準は、平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号「地下水の水質汚濁に係る環境基準」(平成 21 年 11 月 30 日環境省告示第 79 号改正)

調査地点位置図は資料編 P.9参照

資料:平成 22 年度 竹袋焼却場跡地環境調査業務委託 報告書



環境指標の進捗状況（基本目標②）に伴う調査の調査地点位置図